


所管部課	市民部 産業振興課		部長	村上 敏彰		
件名	東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例 について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市小口事業資金融資条例、東大和市小口事業資金融資条例施行規則、東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例施行規則、東大和市特例小口零細企業資金融資要綱				
	部課機関					
1. 要旨						
<p>(1) 改正理由 東大和市小口事業資金融資条例の改正による独立開業資金の廃止及び東大和市特例小口零細企業資金融資要綱(訓令)改正による創業資金、特定創業資金の新設に伴い、本条例第3条の利子補給に関する対象要件等を変更するため、条例の一部改正を行う。</p> <p>(2) 改正の要旨 条例第3条の利子補給の対象要件について、独立開業資金に関する記述を削除し、創業融資及び特定創業融資に関する融資限度額(創業資金500万円、特定創業資金700万円)や償還期間(創業資金5年以内、特定創業資金7年以内)の要件を新たに規定する。</p> <p>(3) 施行日 令和2年11月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 市内で創業する方を対象とし、支援することで市内の活性化が図れる</p>						
2. 経過(現時点に至るまでの経過)						
令和2年7月20日 文書課において審査済み						
3. 留意事項(問題点等)						
4. 主管部処理案(検討結果等)						
令和2年第3回東大和市議会定例会に議案として提出したい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。